

地方における空き店舗活用等による商店街活性化について

- ◆商店街における空き店舗率の全国平均は約1割。このうち、居住実態のない空き家兼空き店舗が約3割。
- ◆地域経済の再生の中心であり、地域の顔となっている商店街において、**空き店舗の解消が大きな課題**。

- ◆**空き店舗活用等を通じて、商店街の活性化に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するための法整備を前提に**
 - ・地域が一体となって進める商店街活性化の取組に対し、地方創生推進交付金を通じた重点支援など、**関係省庁による総合的かつ重点的な支援**を実施
 - ・**空き店舗等の積極的な利活用を促すため**、その所有者等に対して、市町村による**指導・助言・勧告等の働きかけの手続き**を整備
 - ※勧告の対象は、居住実態が無いことが確認された建築物であり、固定資産税の住宅用地特例の対象外

【関係省庁による支援】

- ・内閣府：地方創生推進交付金を通じた重点支援
- ・中小企業庁：空き店舗を活用した施設整備補助等
- ・国土交通省：地方再生コンパクトシティ（仮称）
- ・厚生労働省：商店街における子育てしやすい環境整備

【商店街活性化の例】



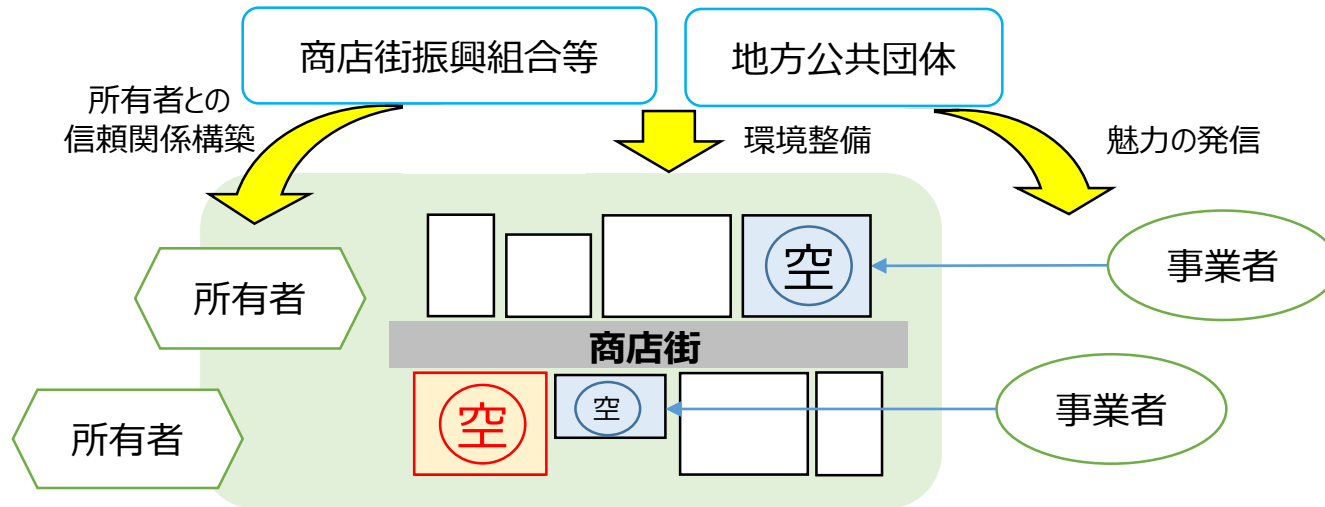
地域の拠点の整備



イベントの実施

地域の経済・社会機能を担う商店街活性化に向けた支援パッケージ（案）

- 空き店舗活用に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するため、地方公共団体が計画を策定した地域において、**地方創生推進交付金（内閣府）、地域・まちなか商業活性化支援事業（経産省）、地方再生コンパクトシティ（仮称）に係る社会資本整備総合交付金（国交省）**等の予算措置や**政府系金融機関による低利子融資の実施**等の金融政策を通じた**重点的な支援策**を講じる。



商店街機能の高度化

<民間主体の事業への支援>

- ・**地域・まちなか商業活性化支援事業**（中企庁）
 - －インキュベーション施設整備
 - －空き店舗を活用して取り組む施設整備
- ・**商店街に対する専門家派遣**（中企庁）
 - －全国商店街支援センターによる専門家派遣
- ・**事業者に対する金融支援**（中企庁）
 - －政府系金融機関による低利子融資の実施

<官と民が協力して取り組む事業への支援>

- ・**地方創生推進交付金**（内閣府）
 - －店舗リノベーションの促進支援
 - －創業支援窓口の設置
 - －官と民が一体となった商店街全体の共通基盤整備
 - －新規事業者・後継者マッチングのための情報整備など

区域の価値を向上させる 環境整備

- ・**社会資本整備総合交付金**－**地方再生コンパクトシティ（仮称）**（国交省）
 - －歩行空間、広場、交流拠点施設等の整備
- ・**身近な地域における子育てしやすい環境の整備**（厚労省）
 - －空き店舗等を活用した保育、一時預かり等の推進、乳幼児のいる子育て中の親子の交流の場の設置促進、子どもの居場所づくりのための支援など